

## 権力バブルの再生産メカニズム

——非必然的服従・第1.5者の審級・文化的稀少性の理論——

桜井芳生

### 【要約】

権力論を試行する。私の権力論が解くことを目指す問題を二つ明示する。「権力の、生成・(拡大)再生産・消滅」問題と、「権力の社会的固有性」の問題である。権力とは何かという権力の本質問題は、解くことを目指さない。脅しの権力状況を糸口とする。そこにおいて服従の非必然性というべきものを見いだす。服従が非必然的であるのに、なぜ当事者は多くの場合服従をしてしまうのか。当事者は、選好の異人間比較をおこなっているからだと思われる。この選好の異人間比較は、確証することが困難である。よって、人は、自分の服従が必然ではないのではないかという「不安」を持つことがありそうなことになる。これを非必然的服従不安と呼ぶ。この不安をもっている人同士が出会うと、そこに「大した権力者」が成り上がっていく、というメカニズムをモデル化することができる。しかし、いかに大した権力者であっても、彼に対してなされる服従は必然的なものであるとはいえない。反抗がなされ、その反抗が成功してしまう可能性を払拭できない。この意味で、この権力は、「バブル」のようなものといえる。最後に、以上をふまえて、本稿の「権力」の定義を述べ、この権力論が当初の二問題への回答案となっていることを確認する。本稿は私が構想している「文化的稀少性の理論」の一各論として位置づけられる。

### 【権力論が解くべき諸問題】

私も権力論をやってみたい。私の権力論を構想し、展開するにあたって、あらかじめ、権力論が解くべき、解くのが望ましい諸問題を定式化しておくこと

は、好便だろう。私の権力論が展開された暁に、振り返って、私の権力論が解くべき諸問題の解明にどれほど貢献したかをはかることで、私の権力論の「認識利得」を評価することができるだろう。そして、同じ視点で他の権力論を評価することで、私の権力論の相対的達成度をはかることができるだろう。あらかじめいっておくと、私が私の権力論で解きたいと思っている最大の問題は、「権力の、生成・(拡大)再生産・消滅」問題と、「権力の社会的固有性」の問題であり、解こうとしていない問題は、「権力の本質」問題（権力とは何かという問題）である。

人が社会（学）において、権力を考察の対象にしてみようと思うとき、権力はいかにして、社会の中で生成し、増大し（拡大再生産し）、消滅するか、という疑問を持つ場合が多いのではないだろうか。そしてその際、権力の大きさが、腕力の強さとか、資産の大きさとか、地位に付随している権限の大きさとか、選好の組み合わせからのみ、説明できてしまうのならば、人は、権力という現象に「神秘的な謎」を感じることはないだろう。いわば、もともとの手持ち資源の量の差異には還元できないような、権力の振る舞いこそが謎である。いいかえると、権力は、当事者がもともと持っていた諸資源の大小に還元できる現象なのであるか。もしそうではなく、諸資源の大小に完全には還元できない、いわば、「社会的レベルにとって固有な（いわば社会・創発的な）現象」であるのか。もし、そうだとしたら、どのような意味であるのか。本稿は、このような問題、すなわち、「権力の生成・再生産・消滅」問題と、「権力の社会・固有性」問題とを、相互に関連させることで、解明することをめざしたい。

それに対して、私がここにおいて「解こうとしない問題」は、「権力の本質」問題、「権力とは何か」という問題、もっと正確に言えば「権力という概念における共通属性は何か」という問題である。さまざまなコト・モノが、ある一つの名辞（たとえば「権力」という名辞）で名指されていると、人はおうおうにして、「では、その「権力」とは何か」「権力という語で名指されている事柄の、共通属性はなにか」と考えてしまう。しかし、ウイトゲンシュタインの周知の「家族的類似」の議論を引くまでもなく、いろいろな事柄がある一つの名

辞によって名指されているからといって、それらに共通する属性があるという保証はない。本稿の後の部分において、議論の都合上、私も本稿における「権力の定義」を定式化する。しかし、この「定義」に適さない「権力」という語の日常用法をあげても、詮無きことである。そもそも、私自身が「権力」という語の日常用法を完全にすくい上げるように権力の定義をめざしたわけではないのだから。このような「〇〇の権力定義は、「権力」という語の日常用法に、あっている／あっていない」という「語用論的テスト」は、「権力という語が使われている以上、そこには、「共通な属性」が存在するはずだ」という「前提」が論証されてはじめて、効力を持つ。そして、私が知る限り、「権力という語が使われている以上、そこには、「共通な属性」が存在するはずだ」という「前提」は、未だ論証されたことはない。また、過去において社会（科）学の成果とされる「権力論」で、上述の「語用論的テスト」をクリアするものも存在しないと、思われる。このような現状では、各権力論の「性能」を評価する「基準」は、「権力とは何か」という問題をどれほど解いたかには限らない（もちろん、このような問題意識を持つことは、各探求者の「勝手」である。しかし、この基準をすべての権力論者に要請することは許されまいだろう）。むしろ、各権力論者が自分の照準する「問題意識」を明示し、自分の権力論がその問題をどれほど解明したかで、各権力論を評価するのがよいだろう。

### 【社会的事実としての権力の発生点】

上述の私が解きたい問題の第二、「権力の社会的固有性」についてももう少し述べてみよう。前稿（桜井、1996）において、私は、盛山の権力論解体論を肯定的に援用した（註）。「権力」なる概念は放棄すべきという盛山の議論を（必ずしも明示的ではないにせよ）前提にして（すなわち、遂行上肯定して）議論をすすめた。いわば通常「権力」と称されている事象は、他の事象に還元することができるし、権力としてみるよりもむしろそのように還元したほうが事態がよく見えるという議論である。しかし、その方向で探究をすすめていくにつれて、私は、逆の見解をもつにいたった。すなわち、社会において、いわば

「固有の社会的事実」としての「権力」とでもいうべき事態が存在するのであり、それは、他の事象に還元しつくすことができる事態ではない、ということである。いわば、「創発的事態」としての「権力」という事象が存在するのではないか、ということである。この点を明示的に示せることができれば、それは、「社会的事実としての権力の発生（地点）」を示したことになるといえないだろうか。この意味で、本稿は、盛山のいう「権力論解体論」ではなく、「権力論再開論」をめざす。いうまでもなく、このような視点がなんらかの程度においてであれ正鵠を射ていたとすれば、それは、盛山氏の先行業績が「必要条件」となったことである。盛山氏への学恩と謝意を表明する。私の今度の権力論再開論は、「私の視点が、権力現象にとって『必要条件』（あるいは十分条件）であるがゆえに、権力論が再開できる」ことを主張するのではない。そうではなく、「私の視点が、『創発的事態・社会的事実としての権力』を示すがゆえに、『水掛け論』でない権力論が再開できる」と主張するのである。

いままでの権力論には大きくわけておもに二つある。第一は、通常権力とみなされている事態がいかなるものであるかを分析するもの。これは、権力現象を他の諸事情に還元することになりがちだ。たとえば、宮台の権力論は、つよく単純化してしまえば、権力が「選好と、それに対する予期の組み合わせ」に還元されているといえなくもない。第二は、逆に、権力現象でないようにみえることを権力でもって説明する方途である。これは、いままで自覚されていなかったところに権力がある（不可視の権力？）ことを主張するものだ。しかし、これは、盛山が論じたように、説明変数として権力を措定することがじつは非常に大きな負荷をおってしまう。そのため、盛山のいうとおり、説明変数として権力を措定することの不可能性はたといえなくにしても、それは「非常に困難」で、「やってもむだ」な方途でありそうだ。いわば、「権力」という概念で何かを「説明」したつもりになっても、往々にして、その権力という説明概念の内実が明確ではなく、権力概念がブラックボックスあるいはマジカルコンセプトとなってしまうと、「説明ではなくて、説明したつもり」になりがちであろう。（この点、くわしくは（盛山，1988）の周到的議論を参照していただ

きたい。)

ここで私がやろうとしている「権力論」とは上のどちらともちがっているものである。上の第一の方途においては強く言ってしまうと、じつは権力概念は「冗長」である。なくてもかわまない。上の第二の方途においては権力概念の措定は「困難」であった。それに対して、私は、上述のとおりいわば「創発的事態」としての権力に照準することを試みてみたい。すなわち、権力以外の事情を所与とするけれども、ひとたびその事情が権力として効果してしまうと、それ以前（論理的な意味であれ／時間的な意味であれ「それ以前」）とはことなつたように社会が進行していくような「地点」に照準してみたいのだ。すなわち、「権力の還元」でも「権力による還元」でもない「権力の創発（権力の生起）」という第三の道の権力論を模索してみたいのである。

### 【「服従」の問題】

さて、考究の糸口として、権力につきものであるようにみえる「服従」の問題から考えてみたい。

以下は、盛山が、「権力現象の典型」としてあげている。「脅しの権力」である。（被害者Aが先手、強盗Bが後手。各場合の、左側の数値が強盗の利得、右側が被害者の利得）

被害者A	金を出す	金を出さない
強盗B		
銃を撃つ	x 3, 1	y 1, 2
銃を撃たない	z 4, 3	w 2, 4

ここで、強盗Bによる脅しであることを考えると、強盗Bの選好が  $z > x > w > y$  となっており、被害者の選好は、  $w > z > y > x$  となっているのが自然だろう。（盛山はイコールつき不等号を用いているが、議論を単純にするため、イコールなし不等号に統一した）。

このとき、強盗Bが「金を出さなければ、撃つぞ」と「脅し」たとすると、被害者Aは、この脅しを信用するならば、「金を出さないで、銃も撃たれない状態w」は、現実化しない（なぜなら、「金を出さない」選択をすると、強盗は、「脅し」により、「銃を撃つ」であろうから）と判断するだろう。そうすると、被害者にとって、実現可能な最適な状態は、z「金を出して銃を撃たれない」状態ということになる。これはまた、強盗にとっても最良の状態である。こうして、「脅し」という行為によって、両者にとって、実現可能な世界のうちの最適な状態が自発的に選択される、という。

盛山は以上のような分析において、「権力」概念を導入することは「不必要に冗長」であるという。確かに、上述の「説明」において「権力」という概念は一度も用いられずに、服従者の「服従」現象が記述できたように見える。しかし、私は、じつは「この点」に疑義をいだいているのである。そして、この疑義は、「権力」という概念が冗長ではないのではないかという視点へと導かれるようにも思われる。

### 【服従の、非・必然性？】

私が、権力論展開するにあたってまず指摘しておきたいのは、以上のような状況における「服従の、非・必然性」とでもいえる点である。

説明しよう。上述のような脅しの事例において、「被害者」は、「服従」してしまうのが「現実」上ほとんどであるだろう。しかしある視点からすると、被害者が「服従」するのには、「必然性」はないのである。

たとえば、服従者Aが、反抗したとしてみよう（金を出さない）。常識からみて、また、「脅し」の謂いから、権力者B（強盗）は、「銃を撃つ」ように思える。しかし、権力者BにとってAが「反抗」したことは、すでに所与であり、彼BはAが反抗したという事実をもはや変えることはできない。よって彼Bは、Aの「反抗」という選択を「前提」にして、自己の行為を選択するしかない。彼Bの選好においては、 $w > y$ であった。よって、彼Bは、Aが反抗したにもかかわらず、銃を撃つ（負のサンクション）のではなく、正のサンクション

(銃を撃たない)を選択するのが合理的である。(このあたりの事情は、ゲーム論で「カラの脅し」とよばれているものである。)

前にも詳しく論じたことであるが、このような論には疑義を感じる向きもあるかもしれない。たとえば、第一に、もし状況が「繰り返しゲーム」的であったとすれば、Aの選択はまだ続くわけだから、Bが負のサンクションをする十分な誘因があるのではないか。第二に、盛山の選好表をもとにしたが、それは一般性がないのではないか?。このような二つの疑義である。

まず、議論の手だてとして「サンクション」を定義しよう。

[本稿におけるサンクションの定義]「サンクション」とは、「相手(被権力者)の選択が、自ら(権力者)の選好にとって望ましい場合には、相手にとって望ましい反応(選択)を返してやり(正のサンクション=アメ)、望ましくない場合には、相手にとって望ましくない反応(負のサンクション=ムチ)を返してやることで、当初の相手の選択を自分にとって望ましいものであるようにすることである。

このサンクションの定義は「アメとムチ」という常識にかなり忠実なものに見える。しかし、このように定義されたサンクションにある問題がはらまれているように思える。

まず、上述のように、被権力者が、先手で選択し、権力者が後手で反応するという「二手番ゲーム」である場合には、サンクションは効かない。なぜなら、二手目の後には、先手の手はないのだから、権力者がどのような手を選択しても、先手に影響を与えることはできない。だから、権力者は先手が「反抗」の選択を選んだら、それを「所与」として自分の選好通りに選択するだろう。すなわち、前述の選好表であったら「銃を撃たない」を選択するだろう。

では、手番を一手ふやして、三手番ゲームにしたらどうだろう。これでも事情はさほど変化しない。三手めの服従者の視点にたってみよう。彼にしてみれば、「もう後がない」のであるから、二手目に権力者がなにを選択しようと、

それを所与とした上で、自分をもっとも選好する手を選択するだろう。反抗を選ぶだろう。

以下同様に、奇数手番ゲームでは、「三手番ゲーム」と同様に、「サンクションは効かない」し、偶数手番ゲームでは、「二手番ゲーム」と同様に、「サンクションは、効かない」のである（以上は、ゲーム論において「チェーンストアパラドックス」と呼ばれている周知の議論と同型である）。

以上の議論を通じて、1. 任意の回数の繰り返しゲームにおいてもサンクションは「効かない」こと、2. サンクションを要件的な契機にする任意の（権力的？）状況においても、同様なことがいえること、をいえたと思う。

**【では、なぜ、「服従者」は「服従」をしてしまうのか？】**

以上のような議論を聞いて、何か「だまされた」ように感じる読者も多いだろう。

確かに、上のような議論では、サンクションは「効かない」。よって、服従者は服従する必要はない。しかし、「現実」には、このような事態において、服従者が服従してしまうのがほとんどではないか、と。サンクションは「効かない」はずなのに、現実には、服従者はサンクションを恐れて服従してしまう。これはなぜか。

この問いに対してじつは私は、いまだ完全な（必要にして、十分な）回答を持ち合わせてはいない。しかし、完全ではないかもしれないが、かなりありそうな説明案を持っている。この服従の「説明」がじつは翻って、われわれの「権力論」を展開する「導きの糸」となるのである。

**【権力ゲームと第1.5者の審級】**

くりかえすが、このように、服従者Aは、「現実には」服従してしまうことが多いとはいえ、「論理的には」、服従する「必然性」（反抗すると必ず負のサンクションを受ける必然性）が「ない」ということがいえるのではないだろうか。しかし、なぜ、服従者Aが「論理的に服従する必要性（反抗すると必ず負



のサンクションを受けてしまう必然性)が「ない」にもかかわらず、現実には「服従」してしまう場合が多いのだろうか。

この問題に関しては、いろいろと関わっている点は、多いだろう。「ただひとつ」の原因によって「Aは服従してしまう」のではなく、複数の要因がからんでいるのかもしれない。しかし、おそらく最も大きな原因の一つは、以下のようなものではないだろうか。Aが「金を出さず(反抗)」、それに対してBが「銃を撃つ(負のサンクション)」という社会状態(Y)は、論じたとおり服従者Aにとっても権力者Bにとっても比較的「イヤ」な状態である。ここで注意すべきは、社会状態Yが、両者ABにとってともに「イヤ」な状態であるといっても、じつは「各個人内部での選好の比較」からすると、「権力者Bにとっては、最回避状態(もっともイヤ)」であるのに「服従者Aにとっては、最回避状態ではない(二番目にイヤ)」なのである。すなわち、「各個人内部での選好の比較」にだけ着目すると、ここでの「反抗→負(Y)」という状態は、むしろ権力者Bにとってこそ「回避したい」状態であるようにみえるのである。しかし、いうまでもなく「現実には多く」は、服従者Aの方がこの状態Yを「回避」し、「服従」してしまう。なぜAは、「服従」してしまうのか。「強盗」の事例を想起すれば、「直観的には」だれでも簡単に答えることができるだろう。

すなわち、「たしかに、選好表だけみれば、『反抗→負』の状態Yは、権力者Bにとって最回避状態であろう。しかし、現実的含意を考えてみれば、「金をださず、銃を撃たれる」状態だ。たしかに権力者Bも『銃を撃ちたくない』かもしれないが、服従者Aはそれどころではなく『銃を撃たれたくない(死にたくない)』だろう。だから、服従者Aが『反抗』をおもいとどまるのはあたりまえだ」と。

これは、非常に説得力がある説明だ。おそらく現実においても、Aは、このように(たとえ前意識的にせよ)「打算」して、「服従」している可能性が高いだろう。しかし、ここでまた注意してほしい。ここでの「服従にいたる打算」において、じつは、当事者Aは、プレイヤーAとプレイヤーBとの「選好の異人間比較」をおこなっているのである。すなわち、「反抗・負の状態Y」が

「自分Aにとって」と「相手Bにとって」、それぞれ「どの位イヤ」なのかを「比較」している。そして、両者の比較のうえで、「自分にとっての方がヨリイヤだ」と判定している。いわば「相手の足元をみたうえで、自分の『足元』をみて」いるのだ。注意してほしいのは、これは、たんに「相手の立場に立ってみる」という意味での「第三者の審級」でも、「みんな（普遍）の立場に立ってみる」という意味での「第三者の審級」でもない。（とはいえ、彼Aがこのような視点に立てること自体は、大澤真幸的な「遠心化論」で「説明」できる可能性はかなりあるだろう）。

相手の視点にたち、そしてまた自分の視点にもどり、しかも両者をいわば共通の尺度において比較しながらも、そうでありながらも、「第三者の視点」に対応するような「普遍的視点」ではなく、あくまで、自分Aの利己的視点に立脚しているのである。いうまでもないが、これは、通常のゲーム論や将棋などでの「相手が最善の選択肢をすることを想定して、相手の視点にたつて『手をヨム』」ということには還元できない。「手をヨム」場合には、その瞬間・瞬間は、「その一人のプレイヤー視点」にたっている「だけ」である。それに対して、上述の「服従にいたる打算」では、「同時」に「両者」の視点（選好）を斟酌（比較）しているのである。この意味で、この服従者Aの視点は、第一者の視点と第二者の視点の間であるものとして試みに「第1.5者の審級」とよんでみることもできるだろう。

以上のような考究は、すくなくとも以下の諸点において「効果」をもつと思われる。すなわち、

1. 「選好の異人間比較」を多くは選好しない（できない？）現代社会科学での「選好論的アプローチ」に反省を迫る。【選好論的枠組みへの反省】
2. 上述の「選好の異人間比較」と、社会当事者相互における「理解」の関連は、如何。また同様に、社会学者における「理解社会学」の方法論にどのように影響をあたえるか。という問題を開示する。【「理解」的方法の反省】

3. 上述の「第1.5」者の審級以外にも、いわば社会における「小数（端数）次元」が存在するかどうかという「問題」を開示する。【小数次元の存在問題】
4. 第三者の審級は、大略「規範」に対応し、上述の第1.5者の審級は権力に対応した。では、3のようにもし「社会における小数（端数）次元」が他にも存在するとすると、それはどのような社会事象に対応しているのか。という問題を開示する。【小数次元の対応問題】

### 【非必然的服従不安】

上述において、脅し・サンクション・権力においては、服従者は、選好の異人間比較をしており、その選好の異人間比較によって彼は服従を選択するのだろう、と私は推測した。そして、このような判断意思決定のレベルを、私一人称にも、あなた二人称にも還元できないものとして「第1.5者の審級」と呼んでみた。

ところで、上述では、このレベルの社会的リアリティの「ありさ」を強調し、選好の異人間比較を忌避しがちな現代社会科学の多くを批判した。しかし、一方振り返ってみると、この選好の異人間比較を選好しない現代社会科学の多くも、それはそれで「故なきことではない」ように思える。なぜ、現代社会科学の多くは「選好の異人間比較」を忌避するのか。これは一つには、言うまでもないだろう。「選好の異人間比較は測定するのが難しいから」であろう。本稿で扱っている脅しゲームにおいては一見すると、服従者のほうが権力者よりも忌避の度合いが高い（負の選好の度合いが大きい）ようにみえる（というのも、服従者のほうが服従しているのだから）。しかし、これは結果からみれば「官軍史観」のようなものである。権力者は、自分の手番前に服従者が服従してくれたので、「ヨリいやなピストルを撃つ」選択肢と「ヨリそうしたいピストルを撃たない」選択肢で、ミクロ的なその手だけの選好を「我慢」してピストルを撃つという「決断の場面」に「直面」しなくてすんでいたのである。従って、ある脅し状況において服従者が服従してしまったからといって、選好の異人間比較の地平において服従者の忌避状態への忌避の度合いが権力者のそれよ

り大きいと言うことはできないのである。おそらく、どのような「理想状態」を想定しても、選好の異人間比較の確実な測定は不可能なのではないか。あるいは、少なくとも、「当事者にとって」は、選好の異人間比較はほとんど現実上確証できないのではないか。だとすると（以下の議論においては、「後者」の「少なくとも」の仮定で十分である）、服従者は、自分は今選択に迫られて服従をするがじつはこの服従はなんら必然的なものではないのではないかと、という「不安」をもっていることがありそうなことになるだろう。後述するように、この不安は、通常顕在化はしていない。顕在化していたら、度ごとの服従が今ほど「円滑」にはいかないだろう。しかし、上述の選好の異人間比較の困難性、それによる服従の非必然性からして、服従者がこのような不安をもっていると推測はできるだろう。いうまでもなくこの推測自体は必然的推論ではない。よって私は、このような不安をもっているという想定を、「仮説」と呼ぶことにしよう。この仮説をかりに「非必然的服従不安」と名付けよう。この仮説の蓋然性のありさは、この仮説のもつ「説明力」でもって示されることになるだろう。

#### 【非必然的服従不安と、権力バブル】

ここにAとBとの二人の人が出会ったとしよう。両者の選好は上述の盛山の脅しゲームのようであったとしよう。Aが先手、Bが後手、議論の単純化のため、双方の選好は双方にとって「丸見え」であったとしよう。ここにおいて選好の異人間比較は不可能もしくは、少なくとも当事者にとっては困難である。したがって、Aの服従は根源的にいえば「無根拠」なものである。

しかしひとたびAが「服従」を選択してしまうと、再び同様な状況になったときAが「服従」することの蓋然性が高まるだろう。なぜなら、過去において「服従」した相手にたいして「反抗」することは、「過去において私は反抗する相手に服従していた」ということを含意してしまうからである。すなわち上述のような状況においてAが服従することは何ら「必然的」なことではなかったのであるが、ひとたび服従してしまうと、彼Aの「自我」の保持に着目する

と、その後も同様に彼Aは服従することがありそうなことになるだろう。こうして、BはAに対して、いわば「権力者」としての位を得ていくことになるだろう。

さて次に、Bにたいして、Aと同様な選好状況にあるCが、Bとであったとしよう。CもBにたいして、Aと同様に異人間選好比較はできない。したがって服従すべきか反抗すべきかを必然的な確かさでもって判断することはできない。しかし、選択せざるを得ないとしよう。そのとき、CはAのBに対する態度を「参照」することができるだろう。すなわちAが「服従」していることから見ても例の「忌避状態」は、Aにとって「より忌避したい」状態なのだろう。だとしたら、BにたいしてAと同様な私Cにとっても同様だろう。すなわち例の忌避選好状態は、私にとって「より忌避したい状態」であろう、と推測することがありそうなことになるだろう。その結果、このような状況においてCが服従するのはありそうなことになるだろう。こうして、Aに対してと同様に、Cに対してもBは、「権力者」としての位を得ていくことがありそうになるだろう。

二人の「権力者」XとYが会って、(少なくとも、一方が他方に対して)非必然的服従をする選択肢が存在するとしよう。片方Xが「(非必然的)服従」したとすると、服従した方Xに服従していた者Dは、勝った方Yにも服従する蓋然性が高まるだろう。なぜなら、例の困難な選好の異人間比較においてDは「自分Dの方が彼Xよりも、忌避状態をより忌避したい」と思念しており、Dはまた「Xの方がYよりも、より忌避したい」と観測するであろうから、結局「自分Dの方が、Yよりもより忌避したい」と推測することがありそうになるからである。

こうして「大した権力者」が成り上がっていく方途を追尾していくことができるだろう。しかし言うまでもなく、いかにある者Yが非常に大きな「大した権力者」になろうとも、それにたいしてDなどと同様な状況関係にある者MやNが「服従」することは必然的であるとはいえない。なぜなら、例の選好の異人間比較は依然として不可能ないし困難なままであるから。よって、いかに

「大した権力者」にたいしても、それにたいして「反抗」するのは蓋然性の視点からすると推奨できない選択であるかもしれないが、「必然的に不合理な選択である」とは言えないのである。いかに大した権力者が生成しようとも、それにたいして「反抗」を試みる者が生じる可能性は払拭できないだろう。おそらくは「世間知らず」の向こう見ずな「恐いもの知らず」がこのような者になるだろう。そして、この「反抗」が成功（反抗したのに負の制裁を受けない）する可能性もなくなる（なぜなら、「非必然的服従」の「定義」からして、反抗が成功する余地があることが、非必然的服従の必要条件であるからである）。つまり、いかに大した権力者であっても、反抗がなされ、その反抗が成功してしまう可能性を払拭できない。この反抗が成功してしまうと、いまままで服従していた者たちも反抗に転ずる可能性ないし蓋然性が生ずるだろう。なぜなら、「権力者」に対して自分と同様な状況にあった者が反抗に成功したということは、「自分は反抗しうる者に対して服従していた」ということを合意してしまうからである。今まで顕在化していなかった「非必然的服従不安」が、いわば覚醒され顕在化することがあり得ないしありそうなことになるだろう。ある者一人の反抗が、別の者の非必然的服従不安の顕在化に正の影響を与え、後者に反抗する可能性を開くだろう。このことがまた、第三の者にも同様の影響を与えるだろう。こうして、ちょうど「バブルのはじけ」のように、非必然的服従不安の顕在化が将棋倒し的に進行する可能性が生ずる。この意味で、この権力は、「バブル」のようなものといえる。そしてまた、以上のようなメカニズムを権力バブルの生成・(拡大) 再生産・消滅のモデルと呼ぶこともできるだろう。

#### 【桜井的権力の定義・非必然的服従】

ここにいたってわたしはやっとわたしの「権力」の定義を述べることができる。すなわち、

### (桜井的) 権力の定義

上述のような意味での非必然的服従、が、なされることがありそうな状況を、権力（的状況）と、呼ぶ。

また、このような権力的状況において、一方が非必然的服従したさいに、権力（という社会的事実）が生起した、という。

権力的状況と、権力という社会的事実とを、ともに、権力と呼んでしまうが、文脈によって両者が混同される危険は少ないだろう。また、私としては、両者をあわせていわば、広義の権力、といい、とくに後者の権力という社会的事実を、狭義の権力といたい。

繰り返すまでもないが、この定義は、権力という名辞の「共通属性」ないし「必要条件」を言い当てていることをめざしてもいいし成就してもいいだろう。先述のようにこのような定義をすることでどれほど自ら提起した「問題」を解くことができるか、どれほどいままで見えなかったことが見えるようになるか、で、この定義の生産性は測られるだろう。であるがゆえに少なくとも自分の間はこの定義は他の諸定義の「排除」を要求するものではない。

### 【(桜井的) 権力の、社会的固有性】

さて、私としては、以上のように権力バブルの生成・消滅メカニズムをモデル化し、以上のように（とくに狭義の、社会的事実としての）権力を定義することで、権力という概念の「社会的固有性」を示せるのではないかと考える。なぜなら、（狭義の）権力は、服従者が服従することによってはじめて生起する。そして権力バブルのモデルのところでも述べたように、以降の社会的ストーリーは、彼が服従することによって、すなわち狭義の権力が生起することによってはじめて開始されるからだ。すなわち、状況の記述は、「非必然的服従の選択＝（狭義の）権力の生起」を、不可欠の項としているのである。状況を十分に記述するためには、この権力の生起を他の記述形式に還元し尽くしてしまつては不都合である。この意味で、われわれの権力論は、先述の、「権力の還元」

をしてしまうアプローチとは異なったアプローチであるといえるだろう。そして一方で、われわれの権力論は、権力概念を「説明されざる、説明（する）項」としているわけでもない。われわれは、権力概念を、多くのことを説明できるがその中身がわからないマジカルコンセプトにしているわけではない。上述のようにわれわれのモデル化している権力の生成メカニズムには、なんらのブラックボックス的なところはない。よってわれわれのアプローチは、「権力による還元」というものでもない。

このように、われわれの権力論は、権力概念をブラックボックスにしてしまうわけでもなければ、権力を他の事情に還元してしまうわけでもない。その意味で、いわば、権力という社会的事実の社会的な固有性を記述したモデルであるといえそうである。

### 【課題の成就】

以上、われわれの権力論は、「1. 権力の生成・(拡大)再生産・消滅の仕方如何をモデル化せよ」「2. 権力の還元でもなく、権力による還元でもなく、権力概念の社会的固有性を確保せよ」という当初の二課題を成就していると思われる。この意味でわれわれの権力論はある程度の生産性を出力した、と思われる。

### 【文化的稀少性の「一各論」】

私は「文化的稀少性の理論」と題した一連の研究プログラムをたてている。望ましいけれども誰もが享受できるとは限らない、という意味での「稀少的なるコト・モノ」。しかも、その稀少性が物質的な稀少性に還元できないような稀少性、それを私は「文化的稀少性」と呼んでいる。そのような文化的稀少性が、社会においていかようにして生起し、再生産され、存立しているようにみえ、衰亡するのか、これをモデル化する試みが「文化的稀少性の理論」である。その一般の枠組みについては、私の別稿（桜井、1995）をみてほしい。この「文化的に稀少的なコト・モノ」（あるいは、望ましいコト・モノ）の下位類型



として、「正しいコト・モノ」「強いコト・モノ」「美しい（麗しき）コト・モノ」を仮説的に設定している。伝統的な哲学の「真・善・美」の三類型とはズレているので注意してほしい。ごくおおざっぱに言って、第一の「正しさ」については、「権威」論が対応している。これについてはすでに試論を行ってみた（桜井，1991）。第二の「強さ」については「権力」論が対応しており，本稿がその試みである。第三の「美しさ」については，いわば「美」学が対応するだろう。これについては今後に予定している。

## 註

[前稿への「自己批判的」註] 前稿（桜井，1996）において，私は「権力の実体視の由来」を問題にし，それに対して私なりの回答を提案してみた。その答案は今でも興味深い視点であったと思っている。しかし，そこが私が依拠していた選好表（それは，本稿でも使っている盛山の脅しの選好表である）が，権力の日常用法にとって一般的でなく，それ故，本稿でも論じている「反抗の可能性」がない「権力」もあるのではないか，それゆえ，前稿の「権力の実体視の由来」への回答は一般性がないのではないか，という指摘をうけた（東京大学の小林盾さんに感謝します）。言われてみればまさにその通りであって，たとえば，宮台が主に依拠している選好表においては，反抗可能性がいえないのであった。振り返ってみれば，前稿における権力の実体視の由来という問題意識自体，権力視がある以上そこに共通な性質があるはずだという前提に依拠していたのであろう。この点，私自身が「ある名辞があれば，そこには本質がある」という本稿で前提にしない前提にとられていたといえるだろう。この点，前稿のスタンスは修正したい。

この点も鑑み，読者に前稿への参照を要請するのは，申し訳ないと考えた。そのため，本稿は，前稿を読むことなく理解できるようにこころがけた。そのため，一部前稿と論旨が重複する部分が生じてしまった。容赦されたい。

## 主要関連文献

- Bourdieu et Passeron 1970. *La Reproduction*. Edition de Minuit. =ブルデュー・パスロン.  
宮島喬訳 1991 『再生産』 藤原書店
- Luhmann, Niklas. 1975 *Macht*. Ferdinand Enke Verlag. =ルーマン. 長岡克行訳 1986  
『権力』 勁草書房
- 宮台真司 1989 『権力の予期理論』 勁草書房
- 大庭 健 1991 『権力とはどんな力か』 勁草書房
- 奥野正寛 1990 『現代経済学のフロンティア』 日本経済新聞社
- 奥野正寛・鈴木興太郎 1988 『ミクロ経済学Ⅱ』 岩波書店
- Parsons, Talcott. 1969 *Politics and Social Structure*. The Free Press. =パーソンズ. 新明  
正道監訳 1974 『政治と社会構造 下』 誠信書房
- Rasmusen, Eric. 1989 *Games and Information*. Basil Blackwell. =ラスムセン. 細江守紀他  
訳 1990 『ゲームと情報の経済分析Ⅱ』 九州大学出版会
- 桜井芳生 1991 「規範不安とオーソリティー・バブル」 『理論と方法』 6(2) 数理社  
会学会
- 桜井芳生 1995 「文化的稀少性の理論・一般的序説」 『人文科学論集』 第41号鹿児島大  
学法文学部
- 桜井芳生 1996 「権力の「実体視」の由来」 『人文科学論集』 第43号鹿児島大学法文学部
- 盛山和夫 1988 「実体としての権力は実在するか」 『理論と方法』 3(2) 数理社会学会